

岩手県告示第689号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第5条第1項の規定による届出について、同条例第8条第5項の規定により、次のとおり説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての届出者の見解の報告があった。

平成29年9月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 株式会社 大成
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）一関複合商業施設北東ブロック 一関市中里字神明地内 計34筆
- 3 報告の概要
  - (1) 説明会で述べられた意見
    - ア 建物の高さについて
    - イ 店舗東側の道路を使わないような来退店経路の設定について
  - (2) 当該意見についての届出者の見解
    - ア 建物の高さについては未定。大規模小売店舗立地法の説明会の際に伝えたい。
    - イ 大規模小売店舗立地法の手続きで検討したい。
- 4 関係書類の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期間 平成29年9月22日から同年10月22日まで
  - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び県南広域振興局経営企画部並びに一関市役所、陸前高田市役所、奥州市役所、平泉町役場及び住田町役場